

## 南九州市ホームページバナー広告表現ガイドライン

### 1 目的

南九州市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、南九州市広告掲載要綱（平成 20 年南九州市告示第 82 号）及び南九州市有料広告掲載基準（平成 20 年南九州市告示第 83 号）並びに南九州市ホームページ広告掲載要領（平成 20 年 6 月 13 日施行）に規定する事項のほか、ページデザイン及び市ホームページの操作性を保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

### 2 禁止表現

次の表現を含んだバナー広告は、ホームページ閲覧者の意思に反した動きをしたり、ホームページ閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（警告表示）
- (3) ラジオボタン（選択肢の表示）
- (4) テキストボックス（テキスト入力が可能に見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下部に選択肢があるように見えるもの）。

### 3 市ホームページとの区別

次の表現については、ホームページ閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのあるため、禁止とする。

- (1) 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「お年寄りのための施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ホームページ閲覧者が南九州市の事業であると錯誤しやすいもの

### 4 色調

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

### 5 解像度

文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。